

成績評価方針、卒業・修了の認定方針等

成績評価方針

<方法>

- 学業成績は出欠状況・定期試験結果・課題及びレポート提出等を総合的に評価する。
ただし、各科目の出席時間数が学則に定める時間数の3分の2（実習科目については5分の4[※]）に満たない者については、単位認定をしない。
※看護学科を除く
- 評定については、総合評価に基づき優・良・可・不可の4段階で行うものとし、「可」以上の科目について所定の単位を認定する。
- 認定時期は前期・後期終了時とし、学科毎に単位認定会議を開き、校長・教務部長・学科長・学科教員の合意をもって認定とする。

<評定区分>

- 総合評価は出欠状況・定期試験結果・課題及びレポート提出等に基づいて行われ、100点満点で点数をつける。4段階評定の区分は以下の通りとする。
【理学療法学科、作業療法学科、看護学科、助産学科】
優：80点以上、良：70～79点、可：60～69点、不可：59点以下

<成績分布>

- 成績を分布する際は、科目毎の総合評価の点数を平均する。

卒業認定方針

- 所定の単位を全て修得し、課程を修了した者に対して卒業を認定する。
- 認定の際は学科毎の卒業認定会議において、校長・教務部長・学科長・学科教員の合意をもって校長が認定する。